

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[2025年5月29日開催（労働金庫業界）]

1. 米国の関税措置を受けた対応について

- 金融庁では、米国の関税措置に伴う影響を把握するため、2025年4月、財務局等を通じて、民間金融機関に対する調査を実施した。
- 本調査の結果、足元では、事業者の資金繰りや地域経済への具体的な影響はまだあまり見えていない中で、今後の影響を懸念する声などが一定程度寄せられていることや、多くの金融機関が相談窓口の設置や特別融資枠の取扱いといった取組を開始していることを確認した。
- こうした中、2025年4月22日に、加藤財務大臣兼金融担当大臣から「米国の関税措置に伴う影響を踏まえた対応について」とする談話を発出し、
 - ・ 相談窓口の設置・運営等も通じた状況把握や、一層のきめ細かい資金繰り支援の徹底を官民金融機関に要請するとともに、
 - ・ 金融機関における貸付条件の変更等の状況に係る報告徴求・公表の頻度の強化や、
 - ・ 金融庁内における専用の相談ダイヤルの早急な開設を実施することとした。
- このうち、「金融機関における貸付条件の変更等の状況に係る報告徴求・公表の頻度の強化」については、協金業態（労金・信金・信組・系統）においては、2025年4月～6月分より、従前の「半期報告」から「四半期報告」へと報告頻度を変更する。
- また、2025年4月25日には、政府の「米国の関税措置に関する総合対策本部」において、「米国関税措置を受けた緊急対応パッケージ」が策定・公表されており、本パッケージにも、一連の資金繰り支援強化に係る対応を盛り込んでいる。
- 各金融機関には、本パッケージや大臣談話について、現場の第一線の職員等までの周知を徹底いただくとともに、顧客企業に対して適切に情報提供い

ただきたい。

- 引き続き、事業者の資金繰りに重大な支障が生じることのないよう、官民を挙げて対応していく必要があり、各金融機関には御負担をお願いすることとなるが、今後とも御協力をお願いしたい。

2. 貸金庫に関する「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正

(案) の公表について

- 金融機関による貸金庫業務の適正化を図る観点から、「主要行等向けの総合的な監督指針」等の改正案について、2025年3月27日に公表し、パブリックコメントに付した。
- 本改正案は、金融機関が提供する貸金庫業務について、
 - ・ 内部不正防止のための管理態勢の強化、
 - ・ マネー・ローンダリング（マネロン）等のリスクへの対応
 - ・ 顧客資産の窃取事案の公表等の監督上の着眼点を盛り込んだものである。
- 今後、2025年5月中を目途に監督指針が最終化された後、全国銀行協会（全銀協）において貸金庫約款のひな型を改定し、それを受けて各金融機関においても約款を改定されていくものと承知している。
- このような対応は既存の顧客への影響もあることから、金融機関においては、既存の顧客にもしっかりと影響や変更点を周知するなど丁寧な対応をしていただきたい。

3. 手形・小切手全面電子化及び請求・決済データ連携促進について

- 全銀協は、「手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画」に基づく中間的な評価を実施し、抜本的な取組として「2027年度初から電子交換所における手形・小切手の交換を廃止する」ことを決定した。金融機関においては、利用者が混乱しないように、2027年度初から逆算して、計画的なサービス変更や顧客周知等の対応を、域内の他の金融機関の動向に関わらず主体的かつ積極的に進めていただくよう、お願いする。

4. いわゆる「ボイスフィッシング」による不正送金事犯に係る注意喚起について

- 警察庁の公表によると、2024年におけるインターネットバンキングに係る不正送金事犯の発生件数は4,369件、被害総額は約86億9,000万円となっており、引き続き高水準で推移している。
- さらに、(一部報道でも取り上げられているが)警察庁によれば、インターネットバンキングに係る不正送金事犯に関し、2024年秋頃から、犯罪グループが銀行関係者を騙り、企業に架電してメールアドレスを聞き出し、フィッシングメールを送付する、いわゆる「ボイスフィッシング」という手口による法人口座の不正送金被害が発生、急増しているとのことである。
- この点、2025年4月、警察庁・金融庁・全銀協等の関係機関が協力し、警察庁のウェブサイト、SNSを通じ、金融機関及びその法人顧客に向け、ボイスフィッシングの手口や対策に関する注意喚起を実施している。
- 各金融機関においても、今一度、昨今のボイスフィッシングによる不正送金の被害状況を踏まえ、(法人)顧客に対し、注意喚起を徹底されたい。なお、その際、必要に応じ、広報啓発資料も活用いただきたい。

※ 広報啓発資料(2025年6月10日公表「電話を利用する「ボイスフィッシング」被害が多発しています。)

<https://www.fsa.go.jp/news/r6/ginkou/20250610-3/01.pdf>

5. 金融サービスに係る対応方針の現場への徹底について

- 口座開設等の金融サービスに関し、各金融機関における対応方針が支店や相談窓口で徹底されていないとの意見が寄せられることがある。

(参考)利用者相談室等に寄せられている主な意見

- ・ 口座開設手続の際、身体に障がいがあるため、窓口担当者に代筆を依頼したが断られ、親族の同伴を求められた。
- ・ 金融機関の規定において、視覚障がい者が、ATMの利用が困難なために窓口で振込手続を行う場合には、振込手数料をATM利用時と同額に減免することとしているにもかかわらず、窓口利用時の手数料を徴収された。

- ・ 外国人が金融機関で口座開設を申し込んだ際、窓口において、日本語を話せないことを理由に申込を謝絶された。
- ・ 金融機関の相談窓口で旧姓による口座開設の可否を照会したところ、当初は「できない」と言われたが、深くやりとりすると、最終的には「できる」との回答になった。

- 各金融機関においては、これまでも、利用者の様々な事情、ニーズに対応するため、きめ細かい金融サービスの提供に取り組んでいただいているが、そうした取組は、利用者と直接の接点を持つ現場職員まで浸透させることで初めて実効性を伴うものである。
- 障がい者や外国人に配慮した対応、旧姓による口座開設などに係る利用者からの相談に対し、適切、丁寧に対応することができるよう、各金融機関においては、自庫の対応方針を現場職員まで周知・徹底いただくよう、改めてお願いする。

6. 第二期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証について

- 2022年3月に閣議決定された第二期成年後見制度利用促進基本計画（計画期間：2022年度～2026年度）については、成年後見制度利用促進専門家会議にワーキング・グループを設置するなどし、基本計画の中間年度である2024年度に向けて、各施策の進捗状況、個別の課題等について検証が実施されてきたところ、2025年3月に中間検証報告書を取りまとめ、成年後見制度利用促進会議に報告が行われた。
- 同報告書においては、金融分野に係る今後の対応として、
 - ・ 金融機関における第三者の支援による本人の預貯金の引出しに関する理解を促進していくこと、
 - ・ 後見制度支援預貯金・後見制度支援信託の更なる導入を促進していくこと、
 - ・ 2024年4月に改正された「金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」の趣旨を踏まえ、窓口における対応の向上を図っていくこと
 などが盛り込まれた。

- 各金融機関においては、中間検証の結果も踏まえ、成年後見制度や権利擁護支援に対する理解を促進し、高齢者等のニーズに的確に対応した金融サービスの提供が図られるよう、一層の取組を推進していただきたい。

7. 「身寄りのない方が亡くなられた場合の遺留金等の取扱いの手引」に関するアンケート結果について

- 身寄りのない方が亡くなられた際の火葬等の費用に遺留金を充当する場合の取扱いについては、厚生労働省及び法務省が、「身寄りのない方が亡くなられた場合の遺留金等の取扱いの手引」（以下「手引」という。）を策定している。
- こうした中、総務省が実施した「遺留金等に関する実態調査」において、火葬等を行い、費用を支出した市区町村等による死亡人の預貯金の引出しが相続人に優先する法的根拠が不明などとして、市区町村等が預貯金を引き出せなかった事例が認められ、厚生労働省等に対し、勧告がなされた。
- 当該勧告を受け、厚生労働省及び法務省は手引を改訂し、預貯金引出しの法的根拠の明確化を図るとともに、2023年7月、金融庁から各協会に対し、手引の再周知を行った。また、各金融機関の手引への対応状況については、各協会にも御協力いただきながら、アンケートを実施した。今般、アンケート結果が取りまとまったことから、市区町村等及び各金融機関に当該結果を還元した。
- 当該アンケートでは、手引の内容が一定程度浸透しており、多数の金融機関に対応いただいていることが把握できたところ、各金融機関においては、引き続き、市区町村等における身寄りがいない方が亡くなられた場合の預貯金引出しに係る事務に関し、手引に沿った適切な対応をお願いしたい。

8. 「障がい者団体と金融機関関係団体との意見交換会」に係る議事概要等の公表について

- 2025年3月7日、金融庁にて「障がい者団体と金融機関関係団体との意見交換会」を開催。各障がい者団体から、「ATM開発等の際には、障がいを持つ当事者の視点を取り入れていただきたい」「代筆・代読の内規の徹底とと

もに、断られた場合の相談窓口を設けていただきたい」「手話や筆談の対応が可能な場合は、窓口案内表示をしていただきたい」といった意見・要望が出された。

- 4月25日、意見交換会の議事概要等を金融庁ウェブサイト公表しているので、参考にさせていただき、一層、障がい者に配慮した取組を進めていただきたい。

9. パスワード付きファイルの電子メールによる送付について

- パスワード付きZIPファイル（注）を電子メールに添付して送信する慣行が依然として金融業界に残っている。ZIPファイルであっても、ZIP化されていないものであっても、電子メールに添付するファイルにパスワードをかけると、電子メール受信者側でセキュリティスキャンをかけられなくなることで等により、電子メール受信者側がセキュリティ上のリスクに晒されてしまい、実際にマルウェアの被害等が発生している。
- したがって、パスワード付きファイルの送付は基本的には行うべきではなく、電子メールの通信経路自体を暗号化することが基本である。通信経路を暗号化できない場合は、安全性の高いオンラインストレージを活用してファイルの安全性を確保する等、ほかの手段を用いていただきたい。

（注）パスワード付きファイルについて

ファイルを相手方に送る際にパスワード付きファイルを作成し（自動的にそうなる場合も含む）、当該ファイルをメールで送付する方法は、受信者側において、メール受信時のウイルスチェックでファイル内のマルウェアを検知できず、メール受信者側がセキュリティ上のリスクに晒されてしまうため、望ましくない。実際に、過去には、このような特性が悪用されてマルウェア（Emotet）が流行した（参考：JPCERT/CC「マルウェア Emotet の感染再拡大に関する注意喚起」<https://www.jpCERT.or.jp/at/2022/at220006.html>）。

また、パスワード付きファイルとパスワードが（別送であっても）同一通信経路で送信される場合は、盗聴リスクがある。

これらを踏まえ、用途に応じた代替選択肢とその代替選択肢に対するセキュリティ対策（メール通信経路暗号化等）の検討が必要である。

- 金融庁としては、検査・モニタリング等を通じ、こうした慣行の払拭を促していく予定である。サイバーセキュリティに関する基本的な対策の一部と

して徹底する必要がある。

10. 耐量子計算機暗号（PQC）への移行対応について

- 実用的な量子コンピュータ（量子計算機）の実現は社会に恩恵をもたらす一方、攻撃者が量子コンピュータを悪用することで、インターネットバンキング等に用いられている暗号が解読され、金融機関が保有する顧客情報等の情報の機密性が損なわれるリスクがある。こうしたリスクが発現すれば、顧客情報及び財産が危険に晒され、ひいては金融システムに対する信頼が揺らぐおそれがある。
- そのため、量子コンピュータの実現によってリスクに晒される重要なシステムやサービスは、耐量子計算機暗号（PQC：Post-Quantum Cryptography）を実装したものに移行する必要がある。
- PQC への移行には、IT ベンダーとの連携を含め、準備段階から多くの時間と人材、投資が必要となる。現在、量子コンピュータが実用化するのには 2035 年が目途とされているが、大規模なシステム更改は、通常、数年に一度程度が予定されており、PQC への移行のタイミングは限られている。PQC への移行に要するリソースを考慮すると、まだ先の問題と捉えて準備への着手を先送りすることは不適切であり、直ちに取り組んでいただきたい。
- 具体的には、
 - 金融機関は、検討の開始から移行までの一連の作業に関して、直ちに IT ベンダーとも相談しながらロードマップを作成する必要がある。現在、金融 ISAC においてロードマップのひな型の検討が進められているが、ひな型の完成を待つ余裕はなく、自社でできることは直ちに着手する必要がある。
 - 金融機関においては、PQC への移行対応の優先順位をつけるため、自らの情報資産を網羅的に把握し、それぞれの情報資産にどのような暗号が用いられているかをリスト化したインベントリを整備するとともに、そのリスク評価（量子コンピュータの実現によって危殆化するリスク、量子コンピュータの実現を待たずに HNDL 攻撃（注）に備え、現在から対策を講ずべきリスク等）と重要性・緊急性の評価に取り掛かるべきである。

(注) 量子コンピュータの実用化前に、犯罪者において攻撃対象の暗号情報を収集し、実用化後に解読する攻撃 (HNDL : Harvest Now Decrypt Later 攻撃と呼ばれる)。

- 金融庁は、金融 ISAC、業界団体と連携するとともに、検査・モニタリング等も活用しながら、各金融機関及び金融業界全体の PQC 移行に向けた対応状況を推進、フォローしていく。

(参考) 金融庁「預金取扱金融機関の耐量子計算機暗号への対応に関する検討会報告書」

(2024 年 11 月公表) <https://www.fsa.go.jp/news/r6/singi/20241126.html>

11. 「国民を詐欺から守るための総合対策 2.0」について

- 2025 年 4 月、「国民を詐欺から守るための総合対策 2.0」が策定された。新たな項目として、預金取扱金融機関間における不正利用口座に係る情報共有や、架空名義口座を利用した新たな捜査手法や関係法令の改正、インターネットバンキングに係る対策強化が盛り込まれている。
- 2024 年の詐欺被害額は 2023 年の 2 倍近くに増加しており、その対策が急務となっている。このような状況も踏まえ、今後、利用限度額引上げ時の確認を始めとするインターネットバンキングに係る対策強化等、対応をお願いする予定である。
- くわえて、全銀協において進められている不正利用口座情報を共有する枠組みの構築についても、官民一体で進めていきたい。

12. オンラインカジノに係る賭博事犯防止について

- オンラインカジノについては、海外で合法的に運営されている場合でも、日本国内から接続して賭博を行うことは犯罪であるが、警察庁の委託調査によると、オンラインカジノで利用されている入金方法として、「クレジットカード」(55.4%)のほか、「電子決済サービス・決済代行業者」(29.8%)や「銀行振込(銀行送金)」(27.4%)も利用されている。また、同調査によると、4割強の人がオンラインカジノの違法性を認識していなかったとされている。
- こうした状況を踏まえ、2025 年 5 月 14 日、預金取扱金融機関・資金移動業者・前払式支払手段発行者・暗号資産交換業者に対し、以下の内容について

て要請を発出した。

- ・ 日本国内でオンラインカジノに接続して賭博を行うことは犯罪であることについて利用者へ注意喚起すること
- ・ オンラインカジノにおける賭博等の犯罪行為を含む法令違反行為や公序良俗に反する行為のための決済等のサービス利用を禁止している旨を利用規約等で明らかにすること
- ・ 利用者が国内外のオンラインカジノで決済を行おうとしていることを把握した場合に当該決済を停止すること

○ 各金融機関においては、上記要請も踏まえ、オンラインカジノに係る賭博事犯の発生防止に適切に取り組んでいただきたい。

13. マネロン等対策の「有効性検証」の考え方・対話の進め方に関する文書の公表について

- マネロン等対策については、各金融機関において 2024 年 3 月末の期限までに整備した基礎的な態勢の有効性を高めていくことが重要であり、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン（マネロンガイドライン）では、各金融機関が自社のマネロン等対策の有効性を検証し、不断に見直し・改善を行うよう求めている。
- また、今後の金融活動作業部会（FATF）の第 5 次審査も見据えると、各金融機関が自らのマネロン等対策の有効性を合理的・客観的に説明できるようになることも重要である。
- 金融庁では、「有効性検証」に関する金融機関等の取組を促進するために、「有効性検証」を行うに当たって参考となる考え方や、実際の取組事例集を 2025 年 3 月に公表した。
- 今後は順次、「有効性検証」に係る対話を各金融機関と行う予定であり、当局の具体的な対話手法や着眼点も公表文書に明記している。金融機関においては、これらの文書も参考に、経営陣主導のもと、「有効性検証」の取組を進めていただきたい。

14. 口座不正利用等防止対策強化に係る要請文のフォローアップについて

- 特殊詐欺を始めとする金融犯罪については、各金融機関において対応を強化いただいているものの、犯罪の手口もより巧妙化・多様化している。
- こうした状況を踏まえ、2024年8月、法人口座を含む預貯金口座の不正利用等対策の強化について、要請文を発出した。
- 意見交換会等で既にお伝えしているとおり、金融庁では、本要請を受けた各金融機関の対応状況のフォローアップとして、2025年1月24日、各金融機関に対し、要請への対応状況に関するアンケートを発出し、2025年2月末に回収を行った。
- アンケート結果については、各金融機関の対応状況を集計・分析の上、公表する予定である。また、金融機関向けのより詳細な説明会も別途行う。
- アンケート項目の中で、未着手と答えた金融機関の割合が多い項目も見受けられた。未着手と回答した項目が著しく多い等、自主的な取組状況が把握できない金融機関については、個別にヒアリングすることも検討している。
- 今回のフォローアップは、今後も継続して行う予定である。各金融機関においては、経営陣主導のもと、計画的に対策を実施し、不正利用対策の更なる強化・底上げを図っていただきたい。

15. 「疑わしい取引の参考事例」の改訂について

- 金融庁が策定・公表している「疑わしい取引の参考事例」は、所管の特定事業者が疑わしい取引の届出義務を履行するに当たり、犯罪等に関連する可能性のある取引として特に注意を払うべき事例を例示したものである。
- 金融機関におけるリスク動向や、昨今の金融犯罪の傾向等を踏まえ、非対面取引における具体的な観点の追記を中心に参考事例の改訂を行う。参考事例の見直しに当たり、警察庁策定の「疑わしい取引の届出における入力要領」も改訂され、併せて2025年7月頃に公表予定である。
- 各金融機関においては、改訂された事例を参考とし、疑わしい取引の届出業務を着実に実施するとともに、足元で特殊詐欺等の被害が拡大している状況も踏まえ、犯罪等に関連する疑いのある取引に気づくことのできる、ある

いはシステム等で検知できる態勢を構築し、金融犯罪等の抑止に繋げていただきたい。

16. 犯罪収益移転防止法施行規則の改正案の公表について（非対面の本人確認方法の見直し）

- 近年、非対面での本人確認において、偽変造された本人確認書類が悪用されている実態があり、治安上の大きな課題となっている。
- このような情勢を背景に、2024年6月21日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」等において、「非対面の本人確認手法は、マイナンバーカードの公的個人認証に原則として一本化し、運転免許証等を送信する方法や、顔写真のない本人確認書類等は廃止する。」との記載が盛り込まれた。
- これを受け、非対面での本人確認方法のうち、本人確認書類の偽変造によるなりすまし等のリスクの高い方法を廃止するため、警察庁において、犯罪収益移転防止法施行規則の改正案に係るパブリックコメントを実施した（2025年2月28日～3月29日）。
- 口座開設時の確認等の実務に影響する改正であり、システム対応が必要となる金融機関もあると思われるところ、内容について御確認いただきたい。なお、対面での本人確認方法についても、今後警察庁において対策が検討されていく予定である。

17. AI ディスカッションペーパー公表について

- 金融庁は、2025年3月4日に、事業者の健全なAI利活用に向けた取組を力強く後押しし、今後、建設的な対話を行うための論点整理として、AI ディスカッションペーパーを公表した。
- 生成AIは金融分野においても利活用の検討が進展する一方で、リスクや規制面から利活用に躊躇する声も聞かれるが、技術革新に取り残されて中長期的に良質な金融サービスの提供が困難になる「チャレンジしないリスク」も踏まえ、顧客利便性や業務効率化に繋がる取組の進展を期待したい。
- 本ディスカッションペーパーの分析は初期段階にすぎず、提示した論点も、

技術革新やビジネス環境の変化に伴って大きく変わり得る。金融庁としては、今回提示した視点を起点に、今後も各金融機関との対話を強化しながら、具体的な施策について柔軟に検討を深めていきたい。

- 本ディスカッションペーパーについて御意見や御提案があれば、是非お寄せいただきたい。

(参考) AI ディスカッションペーパーの公表について

ウェブサイト：<https://www.fsa.go.jp/news/r6/sonota/20250304/aidp.html>

御意見送付先：金融庁総合政策局イノベーション推進室

Email：ai.survey@fsa.go.jp

18. Japan Fintech Week 2025 開催報告について

- 金融庁は、フィンテックの更なる発展に向けたビジネス機会を創出するため、2025年3月3日～7日をコアウィークとして「Japan Fintech Week 2025」を開催した。
- 地方公共団体や業界団体、大使館等と連携し、80を超えるフィンテック関連イベントが集中的に開催されたことで、地方や海外からを含め多くの方がJapan Fintech Weekに参加し、多面的な議論とネットワーキングが行われた。
- FIN/SUMを始めとして、多くのイベントへの参加や登壇等のご支援をいただいたと伺っている。2回目の開催となった「Japan Fintech Week」も充実したものとすることができ、ご協力に感謝申し上げます。
- 2026年も3月2日～6日を中心として「Japan Fintech Week 2026」を開催予定である。
- Japan Fintech Week が関係者のビジネス機会の拡大や課題解決に資するイベントとなるよう、引き続き協力いただきたい。

19. 安定的な資産形成に向けた顧客対応に関する要請について

- 2025年4月8日、今般の米国の関税措置に関し総合的な対応を図るため、内閣に、米国の関税措置に関する総合対策本部が設置されたことをうけ、同日、金融庁に、長官を本部長とする「米国の関税措置に関する金融庁総合対

策本部」が設置された。当本部会合において、加藤金融担当大臣から、
関係省庁等と連携しつつ、

- ・ 国内外の経済・金融市場の動向を注視し、米国による関税措置が我が国金融・資本市場や金融システムへ与える影響を十分に分析し、適切な対応を行うこと、
- ・ その上で、特に民間金融機関における事業者の経営相談等の状況を把握し、資金繰りを含め必要な支援に万全を期すこと

の2点について指示があった。

- あわせて、加藤金融担当大臣より、金融機関に対して個人投資家の方々からの照会や相談に、丁寧に対応するよう求めていく旨の発言があったことを踏まえ、4月11日、金融庁から各業界団体等を通じて、各金融機関に対し、①情報発信・積極的なアプローチや相談態勢の整備など個人投資家への丁寧な対応、②NISA口座を通じた取引に関する状況把握について要請した。
- 各金融機関においては、これまでも顧客本位の業務運営に取り組んでいただいているところであるが、改めて、顧客の安定的な資産形成のため、現場の第一線の職員等に周知・徹底をお願いしたい。

20. NISA口座の利用状況調査について

- 2025年5月8日、NISA口座の利用状況調査（2025年3月末時点）を公表した。NISA口座数は約2,647万口座、総買付額は約59.3兆円となった。なお、政府目標値は、2027年末時点のNISA口座数が3,400万口座、総買付額が56兆円であり、総買付額の政府目標を約3年前倒して達成したことになる。
- このようにNISAは、国民の資産形成の重要な手段として定着しつつあるが、実際に、それが、国民の安定的な資産形成にどの程度貢献しているのか、その政策効果について、今後、有識者の意見も踏まえつつ検証し、必要に応じて、利便性の向上等について追加的な改善を検討していくこととなる。
- また、NISAにおける、長期、積立、分散の投資手法に関する顧客の理解の促進については、日頃の取引時や相場変動時における金融機関と顧客との間

の丁寧なコミュニケーション、あるいは、これを実現するための顧客接点の体制整備が、今後、ますます重要となってくる。こうした点に留意して、顧客の状況把握や必要に応じた改善に引き続き、配慮していただきたい。

21. J-FLEC 及び金融経済教育の活動方針について

- 金融リテラシーについて、日本人の金融知識は OECD 調査参加国の平均程度にとどまり、国内でも金融知識やその向上に向けた取組には地域差がある。
- 各地域で遍く金融リテラシーを向上させるためには、各地方公共団体にも御協力をいただき、各地域において官民連携の体制を構築し、金融経済教育の取組推進に向けた機運醸成を図る必要がある。そのため、金融庁・財務局において、2025 年春より、金融経済教育推進のための全国キャラバンを実施していく。
- 2024 年 4 月に設立された金融経済教育推進機構（J-FLEC）の体制整備は順調に進んでおり、2025 年度は広報活動に注力していく予定。また、J-FLEC においても、地方での活動の増強は急務だと認識している。
- 各金融機関においても、これまで続けてこられた金融経済教育に関する活動の一層の充実や、金融庁・財務局が実施する全国キャラバンとの連携、取引先等への J-FLEC の活動の周知、J-FLEC 認定アドバイザー等金融経済教育の担い手の育成など、金融経済教育の更なる推進に御協力いただきたい。

22. FATF 勧告 16（クロスボーダー送金）改訂案再市中協議の実施について

- FATF では、2025 年 2 月末～4 月中旬にかけてクロスボーダー送金の透明性に関する勧告 16 改訂案について 2 度目の市中協議を実施した。
- 勧告の改訂は、送金のコスト減、スピード向上、透明性向上、金融包摂の実現の観点からクロスボーダー送金を改善するための、G20・金融安定理事会（FSB）を中心とする取組の一環として、主に送金の透明性向上の観点から、必要なマネロン対策等の確保を狙ったもの。2024 年 5 月初旬にかけて実施した 1 度目の市中協議で頂戴した業界からの御意見も踏まえ、再度 FATF で検討したもので、2024 年の市中協議案と比較すると、多くの点において業界の負担にも配慮し、リスクに見合った対応とするための修正が加わっている。

- それらは、1.送金の始点・終点の定義の明確化と決済ビジネスモデルの変化を踏まえた異なるプレイヤーの責任の明確化、2.送付人・受取人情報の内容・質の改善、及び、受取人情報の整合性の確認、3.カード決済への勧告16適用範囲の見直しを含む。
- 金融庁としては、クロスボーダー送金の改善について、国際的に目標とされている、送金のコスト削減、スピード向上、金融包摂の実現という、それぞれの政策目的と並んで、マネロン対策等による透明性の向上も重要なものと考えている。また、今回の改訂案は技術的かつ複雑な論点が多く、影響を受ける利害関係者も多岐にわたることが予想されるため、関係業界の実務担当者である金融機関を対象とした改訂案に関する業界向け説明会の実施を始めとして、金融庁としても、各労働金庫の御意見もよく伺いつつ、最終化に向けた議論に参画して参りたい。

(参考) 再市中協議案に関する業界説明会を3/10に開催

(以 上)